

岐阜県公報

第 六 十 五 号

令和元年十二月十七日

(火曜日)

目 次

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 四三九^ハ

告 示

知事指定薬物の指定

道路の区域変更

道路の供用開始

(業務水道課) 四三九
(道路維持課) 四四〇
(同) 四四一

訓 令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 四四二

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 四四二

公 示

開発行為の工事の完了

土地改良区清算人の退任

(建築指導課) 四四三
(可茂農林事務所) 四四三

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三流域浄水事務所長の部五の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和三十九年法律第四十九号)」を加え、同項第三号中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項第四号中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同項第五号中「第十三条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同項第六号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同項第七号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百七十九号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下

「条例」という。第九條第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 メチルニ (一) (五 フルオロベンチル) ー H インドール 三 カルボキサミド 三 フェニルプロパノアート及びその塩類 (通称 M P H P 二二〇一、M P H P 二二〇一)
- 2 二 (ブチルアミノ) ー (四 クロロフェニル) プロパン ー オン及びその塩類 (通称四 Chloro N butylcathinone)
- 3 三 一 (エチルアミノ) シクロヘキシル フェノール及びその塩類 (通称三 H O P C E)

二 指定の理由

条例第二條第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が発生する日

令和元年十二月十八日

岐阜県告示第三百八十号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八條第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 ル (メー ト)	延 長 ル (メー ト)	備 考
-------	-----	-----	----------------	-----------------------------	-----------------------	-----

県道	多北 度方 線	瑞穂市別府字堤内三ノ町 七九七番地先地内	後	前
			一六〇 二七九	一六〇 二〇二
			六七	六七

岐阜県告示第三百八十一号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八條第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	河神 合岡 線	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 ル (メー ト)	延 長 ル (メー ト)	備 考
		飛騨市古川町大江字高畑 三六三八番二〇地先か ら 同 市 同 町 同 字 同 三六三八番二三八地先ま で	後	前		
			一〇八 三三七	一〇七 三〇一	三三・二	

岐阜県告示第三百八十二号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八條第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 ル (メー ト)	延 長 ル (メー ト)	備 考
-------	-----	-----	----------------	-----------------------------	-----------------------	-----

道の種類		路線名		区 間		区域		敷地の幅		延長		備考	
県道	河神 合岡線	同 市 同 町 同 字 同 地 先 まで	三六三八番二四七地	飛驒市古川町大江字高畑	三六三八番二四三地	別 後	前	員 敷 メイト	延 メイト	一六・五	一六・五		

岐阜県告示第三百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域		敷地の幅		延長		備考	
県道	恵苗 那木線	中津川市茄子川字長連寺	八五五番二地	別 後	前	員 敷 メイト	延 メイト	一六・七	一六・七	一五・五	一五・五		

岐阜県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域		敷地の幅		延長		備考	
県道	池藤 田橋線	同 郡 同 町 同 字 柳	原五一五番地先まで	揖斐郡揖斐川町上野字畑	尻四三六番四地	別 後	前	員 敷 メイト	延 メイト	一九・五	一九・五		

岐阜県告示第三百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域		敷地の幅		延長		備考	
				三・七六	元 令 二・二七	平 成 三・四一六	供用開始 の 期 日	決定又は 変更の 告示日	備 考	三・七六	三・七六		

県道	御岳山線	高山市朝日町胡桃島字上与十郎四二六番一地先地内	一七・五	令和 元・三・一七	平成 三・四・一六
----	------	-------------------------	------	--------------	--------------

訓 令 甲

庁中一般
各現地機関

岐阜県訓令甲第十二号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三建築指導課の表二の項部長専決事項の欄第四号中「第二十六条の」を「第二十六条第一項から第三項までの規定による」に改め、「取消し」の下に「、戒告」を加え、同号を同欄第六号とし、同欄第三号中「第二十三条の四の」を「第二十三条の四第一項及び第二項の規定による」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第二号中「第十五条第三号の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

3 法第十三条の二第一項の規定による合格の取消し及び受験の禁止
別表第三建築指導課の表二の項部長専決事項の欄第一号中「第十条の」を「第十条（法第二十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による」に改め、同号を

同欄第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 法第九条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項の規定による免許の取消し
附 則

この訓令は、令和元年十二月十七日から施行する。

岐阜県訓令甲第十三号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二流域浄水事務所の表十二の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の下に「（昭和五十四年法律第四十九号。以下この項において「法」という。）」を加え、同項所長決裁事項の欄第三号中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同欄第六号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同号を同欄第七号とし、同欄第五号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第四号中「第十三条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第三号の次に次の一号を加える。

4 法第十二条第二項の規定によるエネルギー管理員の講習の受講
附 則

この訓令は、令和元年十二月十七日から施行する。

公 示

○開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第三十六条第三項の規定により公示する。
令和元年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一 二四号の九 令和元・七・二二	瑞穂市穂積字野口一〇九二番一及び一 〇九二番五	道路	開 発 登 録 簿 に よ る	瑞穂市穂積一八五二番地の一 学校法人朝日大学 理事長 宮 田 淳
同岐西建築第二四号の九 平成三〇・六・一一 同岐西建築第四号 の四〇 令和元・八・五	揖斐郡池田町片山字南高野二九三六番 一の一部 外五六筆	緑地	同	揖斐郡池田町六之井一四六八番地の一 池田町長 岡 崎 和 夫

土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨の届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により公示する。

令和元年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した清算人

土地改良区名 退任年月日 役名 氏名 住所

八百津町
和知土地
改良区
令和元・〇・二七

清算人	土屋三彦	加茂郡八百津町和知	二二九六番地
同	小川勝敏	同	二〇三三番地三
同	瀧道雄	同	二二三六番地三
同	佐藤敏則	同	一六二六番地
同	中嶋伸吾	同	一一一五番地五
同	野村武則	同	一九八一番地
同	長谷川久誉	加茂郡八百津町野上	三三七番地二
同	後藤昭義	同	一四〇八番地一

